

平成21年2月18日

泉南市議会議長
谷 外 嗣 様

議会改革に関する懇談会
会 長 角 谷 英 男

議会改革に関する懇談会第1次答申について

議会改革に関する懇談会は、市民の負託に的確にこたえるために、議会審議の活性化、議会活動の透明化を進め、市民に分かりやすい議会となるべく、議会、議員の活性化等について、平成21年1月13日の第1回懇談会から2月13日まで5回の会議を開催し、精力的かつ慎重に議論を重ね、去る2月13日に代表質問時間及び質問通告書の見直しについて、緊急答申を行いました。

このたび、緊急答申を行った項目以外の議会改革に関する事項について、本懇談会でこれまでの議論を通じ、結論を得た改革項目について、第1次答申をいたします。

■本答申に関係した者の氏名

	氏 名	備 考
会 長	角 谷 英 男	
副会長	松 本 雪 美	
委 員	真 砂 満	
委 員	中 尾 広 城	
委 員	森 裕 文	代 理 出 席
委 員	南 良 徳	

■これまでの経過について

地方分権に対応する地方議会の活性化を目的に、議事機関としての地方議会の役割と市民の期待が高まる中、市民の負託に的確にこたえるために、議会審議の活性化、議会活動の透明化を進め、市民に分かりやすい議会となるべく、議会、議員の活性化等について、平成20年12月22日開催の議会運営委員会において、検討方法及び検討組織を確認し、同日、議長の諮問機関として、議会改革に関する懇談会を設置しました。

本懇談会では、平成21年1月13日に各会派（及び会派に属さない議員）から議会改革に関する項目について、提出を求め、改革項目の集約を行い、平成21年2月13日まで5回の会議を開催し、2月13日には、代表質問時間及び質問通告書の見直しについて、緊急答申（別紙①）を行いました。

第1回懇談会	平成21年1月13日（火）	議長から議会改革に関する項目について諮問
第2回懇談会	平成21年1月20日（火）	会議規則に関する項目について
第3回懇談会	平成21年2月 2日（月）	会議規則に関する項目について
第4回懇談会	平成21年2月 9日（月）	議会運営に関する項目について
第5回懇談会	平成21年2月13日（金）	緊急答申

■検討方法について

会議では、まず、各会派（及び会派に属さない議員）から優先度に応じ、議会改革に関する項目の提出を求め、さらに次の定例会（3月）において、実施、試行にあたり検討すべき項目について、再分類した結果、会議規則の見直し、議会運営に関する項目について、議論を重ねてきました。

■検討結果について

3月定例会より実施、試行すべく取り組み項目として、

- (1) 会議規則の見直しについて
- (2) 議会運営に関する見直しについて
 - ①代表質問、一般質問時間の見直し
 - ②質問事項の聞き取りについて
 - ③意見書の取り扱いについて
 - ④一般質問、議案審議の順序の見直し
 - ⑤予算、決算審査の審査時間の確保について
 - ⑥補正予算に係る委員会審議方法について
 - ⑦請願の受理、結果の報告について

以上の項目について、本懇談会において結論を得ましたので、次のとおり、報告いたします。

(1) 会議規則の見直しについて

これまで法または、条例、規則に定めがあるにもかかわらず、長年の慣例、慣習に基づき行われてきた会議の運営について、法を遵守すべき立場の議会として、改めて法令の遵守を行うことを確認し、議会の活性化を目的及び、会議の実態に合った会議規則の見直しについて、議論を行い、結論を得ました。(別紙②)

(2) 議会運営に関する見直しについて

①代表質問、一般質問時間の見直しについて

3月定例会において実施されている市長の市政運営方針に対する各会派の代表質問について、会派人員数に応じた質問時間に変更するとともに、質問時間内での関連質問を認めます。一般質問については、議員に与えられた議員固有の権利であることから、現行の制度を維持し、1人あたり答弁を含め60分とします。

②質問事項の聞き取りについて

代表質問、一般質問について、質問時間、質問方法が見直しされることに伴い、質問通告書の様式を見直し、質問通告書への記載方法を見直すことにより、理事者と質問内容の調整は、必要最小限にとどめます。

③意見書の取り扱いについて

議員の議案提出権に基づき、各定例会において意見書(決議等)が提出され、議会で審議されていますが、同趣旨の意見書(決議等)が定例会ごと繰り返し提出されている現状について、意見書(決議等)の趣旨から全会一致が望まれるが、規則、申し合わせ等で提出要件を別に定めることは、議員の議案提出権を侵すことから、現状どおりとします。しかし、議案の提出にあたっては、全会一致となるように努力することを確認しました。

④一般質問、議案審議の順序の見直し

現在、一般質問終了後に行っている議案審議について、本来、議会は議案の審議を行う場所であることから、まず、議案審議を行うべきではないか、との意見があり、議論を重ねましたが、現状でも議会運営にあたって、特に問題点もないこと、また、傍聴者への周知など、本懇談会では結論に至りませんでした。

⑥補正予算に係る委員会審議方法について

補正予算の審査については、現在、それぞれを所管する常任委員会に付託し、審査していますが、予算審査特別委員会を新年度予算の審査に限らず、通年型とし、補正予算についても審査することが、予算の執行状況が総括的に把握できることから、実施に向け、引き続き、検討を行っていきます。

なお、⑤予算、決算審査の審査時間の確保について、⑦請願の受理、結果の報告については、引き続き、本懇談会において議論を重ね、結論が得られるよう努力します。

(3) その他の議会改革に関する取り組み項目として、懇談会の議論中、提案があり、また、議論の結果、結論を得た項目について、次のとおり報告します。

①理事者の出席要求について

法121条には、議場に出席できるのは、長及び行政委員長及び委員であり、これらの補助職員が当然に議場に出席することについては認められていないことから、説明等にあたり、補助職員を出席させる場合については、あらかじめ議長に対し、その旨の通知を届け出るよう手続きの見直しを求めました。

②閉会中の継続審査の手続きについて

これまで議会開会中の議案の審査を中心とした委員会のあり方を見直し、議会の閉会中も積極的に会議を開催し、所管事項の調査、研究を行います。

③文書質問制の導入について

議員の質問等については、現在、議会が開会されて、質問事項に対し、理事者から答弁（回答）を受けていますが、国会の質問主意書に代わる制度として、文書質問制の導入によって、議会の会期中に限らず、随時、答弁（回答）を得ることができるなど、利点も多いことから、導入を求める意見があり、導入にあたってのメリット、デメリットを他自治体の事例も含め、引き続き、議論していきます。

④質問形式（登壇、自席）の見直し

質問者と答弁者が対面しながら、活発でスピーディな議論を行われるよう、質問席を設置し、対面方式による質問を次の定例会（3月）から試行します。

■その他、議会改革に関する項目について

上記以外の議会改革に関する取り組み項目については、引き続き、本懇談会において調査、研究を行い、精力的に議論し、結論を得た項目については、必要に応じ、答申を行う予定です。

■答申後の対応について

本答申を議長に提出したのち、議長より議会改革に関する項目の協議、確認のため、また、会議規則等を含めた具体的な対応策について、議会運営委員会が開催されることとなりますが、本懇談会で協議、検討された結果が十分に尊重されることを望むものであります。